

第 16 回（令和 6 年度第 1 回）タウンミーティングの概要

1 団体名 熊谷市民生委員児童委員協議会

代表者 会長 寺田治子

2 日程等

(1) 開催日 令和 6 年 4 月 26 日（金）

(2) 会 場 商工会館大ホール

(3) テーマ 民生委員・児童委員（主任児童委員含む）と地域の協働について

3 意見交換の概要

※ [] 内はミーティング終了後、所管課で補足したものです。

A 会長 全国的にも、本市においても民生委員の欠員地区が増えています。私の地区では定員 31 人のところ欠員 6 人です。欠員状態が続いている地区もあり、近隣地区担当の民生委員と協力して見守り等を行っています。

民生委員の負担軽減策として、民生委員活動を一部補佐・協力する協力員を設置している市町村があります。本市でも取り入れてほしいと思います。

市長 民生委員が不足している地域があることや、高齢化率が上がり見守り対象者が増えていることは承知しています。民生委員の欠員解消には自治会との連携が必須だと思っておりますが、自治会役員のなり手がなく、それがままならないところもあることも聞いています。

民生委員の協力員制度については、民生委員のなり手不足の状況下では、絵に描いた餅になりかねません。市として検討しますが、協力員を見つけることが難しいと思います。民生委員は自治会役員と違い、主に困っている方を訪問していますので、活動内容を広く知っていただく機会が少ないのだらうと思います。市報などを通して民生委員の活動を PR する機会を作りたいと思います。

（福祉総務課）令和 7 年度は民生委員の一斉改選も控えているため、新たな PR の取組として、市報の特集記事への掲載を検討しています。また、駅前デジタルサイネージにおいて、今年度より PR ポスターの放映を行っています。

B 会長 民生委員の役割は非常に大きくなってきていますが、民生委員のなり手の確保が難しい、併せて自治会の役員の選任も難しい状態で、市は「民生委員が不足していること」をどのように考えていますか。民生委員の推薦は自治会を通して行っていますので、自治会が動かなければ、欠員の解消もできません。それをどうしていくのか検討してほしいと思います。

市長 自治会を通して推薦をお願いしているのは、地縁や地域で顔のわかる方

に民生委員を担当していただくことが、スムーズに活動していただくための要件だと思うからです。第2、第5地区民協のように人口が増えている地区は、自治会自体が役員の受け手がおらず、民生委員のなり手も探せないのかなと思っています。皆さん方のお知恵をお借りできればと思います。

場合によっては、民生委員さん方から推薦していただくということも検討できると思います。

C会長 民生委員の活動内容を熟知してない自治会長もいます。そういう方が候補者に頼みに行っても、説明が不十分で「民生委員は忙しそうだから」で終わってしまいます。市役所の退職者に、自治会長と福祉総務課が頼みに行けば、受けてもらえるのではないのでしょうか。

進行役 担当区域外に住む方で、担当区域内に勤務先がある会社員が民生委員を兼務できるような制度も他の都道府県ではできつつあります。また、こうした取組や協力員制度に対しては、国は補助制度を設けています。こうした情報を活用しながら、皆様と知恵を絞って、考えていく必要があると思っています。

市長 国の補助制度については、あるに越したことはないのですが、大切なことは、「地域を守る」という崇高な思いで活動されている皆様のことを、私ども自治体はどう評価していくかということです。

民生委員は自治会から推薦されてきますので、自治会は当然、民生委員の活動内容をご存知だと思っています。市では、自治会は市民活動推進課、民生委員は福祉総務課が所管です。このミーティングを機に連携を密にするとともに、市役所の退職者にも、お願いする機会を作れればと思います。

また、地域によっては、人口が急増し、担当する人数が増えているところもあります。それぞれの負担の公平性についても検討する余地があると思います。

民生委員に対して活動費交付金をいくらか増やすことが、民生委員の増加につながるのか、ご意見を伺いたいと思います。

D会長 市役所の退職者には退職後も地域への関わりを持ってもらうと助かります。

また、現役で勤めている人が休みを取って活動するのは少し無理があります。「休暇制度」の整備や「報酬」など何か見返りがないと、なり手がいないという思いもあります。

市長 自治会と民生委員は当然連携しているものと思っていましたが、お話では、両者の関係が希薄なところもあるようですがどうですか。

進行役 連携が密なところもありますが、希薄なところが多いです。

D会長 地区の民生委員には「災害時にはまず自分と家族を守ることを優先す

る」ように話しています。災害時に民生委員はどう動けばいいのか具体的にお話いただきたいのですが。

市長 まずは自身や家族の安全を確保した上で、その後の行動をお願いします。大規模な災害が発生したときは、市は、消防や警察、自衛隊などと連携して救助等に当たりますので、皆さんは無理をせず情報の伝達をお願いします。

進行役 民生委員は「災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条」を念頭に活動します。

B会長 自主防災組織は、防災訓練を含め、災害時の被害を最小限に食い止めるために、お互いが協力する組織であると認識していますが、その現状と消防や警察との連携の在り方についてお聞きします。

市長 自主防災組織は、熊谷地区 174、大里地区 17、妻沼地区 56、江南地区 21、市全体では 268 の組織が作られています。

また、熊谷市には 210 人の防災士がいます。今後、自治会ごとの防災士の数を把握し、連携が図れるように検討したいと思います。

(危機管理課) 自主防災組織及び防災士には、地域内での災害対応（要配慮者の避難支援等）と避難所の運営に携わっていただくことを考えています。今年度から、市内在住の防災士や自主防災組織のリーダーを対象に、避難所開設運営研修を実施します。警察・消防の活動は、埼玉県災害対策本部及び市災害対策本部からの指示等により救助救出活動等を行います。

B会長 災害対策基本法により要支援者名簿や個別計画を作成していますが、これらは民生委員が責務として持つべきものですか。基本的に、誰がどこで活用するものなのかお聞きしたいと思います。

令和元年の台風 19 号が通過したときに、私の地区では民生委員が要支援者の家庭を全部回りましたが、消防の人は誰も来ません。危機管理課の職員からの問い合わせもありません。民生委員が把握しただけです。危機管理課に報告することになるのですか。その辺の連携がどうなっているのか、名簿を作っても活用されなければ意味を成さないと思います。

市長 災害時、避難指示が出た段階では、御家族や御自身の安全確保を優先していただきたいと思います。防災無線や消防等の巡回で避難を呼びかけます。台風通過後は、安否確認をしていただき、何もないとすればそれでよしですし、何かあれば福祉部に連絡をいただきたいと思います。

(危機管理課) 熊谷市地域防災計画に基づき、避難指示が出されるような災害時には、災害対策本部が設置されていますので、要支援者名簿掲載者等の避難情報については、福祉班を通して災害対策本部に集約し、対応を検討することになります。

E 会長 障害をお持ちでほとんど動けない状態の方がいます。災害時には、近所の人で助け合うことを申し合わせています。

障害者や認知症が進んでいる方は、自分から言い出しにくいと思いますので、情報を持つ市から、支援者名簿への登録を勧めていただけませんか。

名簿の有効活用のためには、各避難所のキャパシティと要支援者数を確認し、いざ避難したらいっぱい入れないということがないようにしてください。

学校ごとに、どこの避難所に、どの地区の方が避難しているのかわかる資料があると実際に災害が起きたときの話がしやすいと思います。

福祉部長 要支援者は、第一避難所、第二避難所を開設後、福祉避難所を開設して受け入れますが、なるべく早めに開設できないか検討しています。

また、民間の高齢者や障害者施設を福祉避難所として指定しており、受け入れ可能な人数も調査していますので、今後、こういった方が入るのかマッチングしていければと考えています。

障害者手帳をお持ちで、身体であれば1級、2級、知的であれば㊦の方は名簿の対象となり、市で把握をしています。ただ、お渡ししている名簿は、その全員ではなく、提供の了解を得られた方の名簿です。

名簿の提供先は、平時の見守りも含めて活用していただくために事前にお渡ししているのは、民生委員と自治会長のみです。発災時には、承諾を得た方だけではなく、全ての対象者の名簿を、消防や警察などに提供しています。

(障害福祉課) 市は毎年、福祉避難所となっている施設職員を対象に、福祉避難所の開設・運営に関する研修会を実施しており、災害時に円滑に開設できる取組を行っています。

また、昨年度は、民間施設において受入対象者の特定を行い、将来、直接避難が可能となるよう準備を進めています。

F 会長 洪水ハザードマップを見ると、いずれの地区も小学校が第一避難所になっていますが、小学校によっては洪水浸水想定区域になっているところがあります。このような地域では、水害のときに混乱する人がいると思います。小学校が第一避難所であることは浸透していますが、本当に行っているのかどうか、ということですね。

隣接他市町との連携が必要になると思いますし、避難所が小学校でいいのかなどどのように検討されているのでしょうか。

市長 避難所は、学区や自治体は関係ありません。令和元年の台風 19 号のときに、地元の三尻小学校、籠原小学校に行ってみると、旧川本町の方たちがたくさん来ていました。まずはそのところを周知させる必要があると思います。

(危機管理課) 洪水浸水想定区域内の避難所は、想定浸水深により何階以上使用可と制限をし、ハザードマップに明記しています。洪水浸水想定区域外へ避難できない場合や、急遽、避難を要する場合など、近隣で避難できる施設として指定しています。水害時には、洪水浸水想定区域内の皆様は、早めに洪水浸水想定区域外への避難をお願いします。

F 会長 私の住んでいるところは別府 5 丁目で洪水浸水想定区域外なので、地域住民の方には、「水害の際には自宅で垂直避難をしてください。」と言っています。

G 会長 防災対策の観点や自治会との連携について、付け加えることがありましたら一言お願いします。

市長 水害時には、洪水浸水想定区域内の皆様は、早めに洪水浸水想定区域外への避難をお願いします。洪水浸水想定区域外の皆様は、在宅避難が有効です。日頃からハザードマップを参考にご自宅の浸水深を確認し、避難方法について御家族と話し合いをお願いします。避難には、マイタイムラインが有効です。御不明な点がありましたら、危機管理課へ相談してください。

自治会との連携については、自治会に対する行政の働きかけと、市の内部で、民生委員と自治会の担当課がコミュニケーションをどうとるか、この二つの視点から課題解決を図り、皆さん方が働きやすい環境を作りたいと思います。